

## 不審者情報等の情報共有に係る事務要領

平成２８年８月３１日  
副市長決裁

## 1 趣旨

この要領は、市内で発生した不審者情報等について、関係機関による情報共有を行うため、必要な事項を規定するものとする。

## 2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 関係課 総務契約課、子育て支援課、児童青少年課、指導課及び生涯学習課をいう。  
 (2) 関係機関 関係課及び関係課において所管する次の表に規定する施設をいう。

所管課	施設等
子育て支援課	保育所、幼稚園、認定こども園、保育ママ、子ども家庭支援センター等
児童青少年課	学童クラブ、児童館等
指導課	小学校、中学校等
生涯学習課	放課後子ども教室等
その他関係課	その他施設

- (3) 不審者情報等 市内区域（隣接区域を含む。）において不審者（声掛け、露出、不審行動等）がいると関係機関において受信した情報（関係機関において受信した時点で、客観的に不審者であると感じられる情報を含む。）をいう。

## 3 適用範囲

この要領の適用範囲は、関係機関とする。ただし、不審者情報等の性質により、関係機関以外においても適用する必要がある場合は、本要領の適用を受けるものとする。

## 4 不審者情報等の共有方法手順

不審者情報等は、次に掲げる手順及び別紙フロー図により、原則当日中（土、日、祝日、夜間等の場合は、翌開庁日とする。）に共有するものとする。

- (1) 不審者情報等を受信した課（以下「受信課」という。）は、警察（110番）に通報がなされているかの確認を行うこととする。なお、通報がなされていない場合は、受信課又は当該不審者情報等を提供した施設等において通報を行うこととする。  
 (2) 受信課は、別紙様式1により、総務契約課に電話及びメールにて情報提供を行う。  
 (3) 総務契約課は、別紙様式2により、関係課に、電話及びメールで情報提供を行うとともに、稲城市メール配信サービスによりメール配信を行う。  
 (4) 関係課は、別紙様式3により、所管する各施設等に情報提供を行う。

## 5 不審者情報等の共有範囲

- (1) 原則、不審者情報等は、情報共有を行うこととする。ただし、被害に遭われた方等が、情報提供を望まない場合には、情報共有を行わないものとする。  
 (2) 稲城市メール配信サービスへは、原則配信を行うこととする。  
 (3) 不審者情報等の配信後の警察の対応状況等については、原則配信を行わない。ただし、警察から情報提供があった場合には、配信を行うこととする。

不審者情報等の情報共有に係るフロー図

